諮問番号：平成２９年度諮問第１６号
答申番号：平成２９年度答申第２０号

答　申　書

第１　審査会の結論

○○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第３３条の規定による一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張
（１）審査請求書における主張
ア　審査請求に係る処分の取消しを求める。もしくは「審査請求に係る処分が妥当であったか」の審査を求める。
イ　緊急保護処分となる理由として、虐待を受けていると断定、または虐待と思わしき傷害、若しくは虐待による精神的疾患が確認され、即時の保護が必要と認められた場合と認識しているが、緊急保護となる前日まで○○○○○（以下「養育者」という。）と共に暮らしており、その際、虐待の事実はおろか、緊急保護が必要とわかる傷害や精神的疾患を患っていたことは断じてない。本児にそういった傷害や精神的な疾患が確認されない状況で緊急保護となったことは到底理解できず、承服しかねる。
ウ　平成○○年○月○○日に緊急保護され、本児が楽しみにしていた○○○○○○○○○○に参加できておらず、本児の今後に悪影響を及ぼしている。また、○○○○○○○○○○○○○○○

審査請求人のいずれも、学校側に対して処分庁への対応を一任する若しくはそのようなニュアンスの発言を行った覚えはない。
オ　平成〇〇年〇月〇〇日に処分庁から養育者に一時保護（委託）決定通知書を送るとの案内があったが、その後、遅延する等の説明もなく郵送されておらず、同年〇月〇〇日に処分庁に当該通知書の送付を催促し、ようやく同年〇月〇〇日の消印で当該通知が郵送されており、処分庁の真摯な対応が感じられず、本件処分に関しても同様に信頼性に欠けていると考えられる。
カ　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、情緒不安定で笑顔もなく、口数も減り塞ぎ込みがちになっており、本児も〇〇〇〇〇〇〇〇〇と話していた。本児も家庭で過ごすことが何よりの希望であることは明白な状況で、一時預かりとする理由が不可解極まる。

（２）平成２９年９月２７日に大阪府行政不服審査会に提出された主張書面及び平成２９年１１月２日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人及び補佐人（本児の祖母）の主張
ア　処分庁から提出された証拠物件について、本児を〇〇〇〇〇〇ともないし、〇〇〇〇〇〇〇も全く心当たりがない。一時保護の当日に、学校から電話で保護した旨の連絡があっただけで、電話に出られる時間に連絡をしてほしいという依頼も聞き入れられず、学校の対応に問題があると感じている。処分庁は連絡がつかないことをもって、審査請求人及び補佐人が非協力的であるというが、電話に出られないこともあるし、処分庁の開庁時刻を過ぎるとこちらからはかけられなくなる。
イ　本児が自分から（一時保護所に）行くと言ったと処分庁は主張するが、判断能力が未熟なため、すぐに帰れると思ったかもしれない。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、笑顔がなく口数が減っておびえた様子であった。一時保護所で〇〇〇〇〇〇〇と聞いており、このまま預けておくのは心配である。
ウ　処分庁の主張は事実と異なる部分が多く、立証不十分である。例えば、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の対応について、弁明書には「母はやりとりに応じない経過があった」としているが、本児の〇〇〇〇に監護してもらっている旨を伝え、職員が子どもの顔を確認したいというので面会もしており、審査請求人はやり取りに応じている。
エ　〇〇〇〇〇への転居は本児が希望したものであり、本児が養育者宅にいたいと望めば継続して養育者による監護も可能であった。
オ　平成〇〇年〇月ごろから本児の精神状態が不安定になっていたのは、学校において問題が生じていたこと等が原因であり、〇〇への転居とは別の理由からである。学校はそのことをきちんと把握しておらず対応しなかった。

カ　平成○○年○月○○日の学校からの通告内容に「○○○○。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」という本児の発言が記載されているが、本児が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○である。その時、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○可能性はある。審査請求人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

平成２９年９月７日	諮問の受付
平成２９年９月８日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：９月２５日 口頭意見陳述申立期限：９月２５日
平成２９年９月１４日	第１回審議
平成２９年９月２７日	審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領
平成２９年９月２９日	第２回審議
平成２９年１０月２３日	審査庁から主張書面を受領
平成２９年１１月２日	口頭意見陳述を開催、第３回審議
平成２９年１１月２７日	第４回審議

第５ 審査会の判断

１　法令等の規定

（１）児福法第２５条第１項本文は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する児童相談所等に通告しなければならない旨を定めている。

児福法第２６条第１項は、児童相談所長は、児福法第２５条の規定による通告を受けた児童等について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない、とし、児福法第２６条第１項第１号に、児福法第２７条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告する旨を定めている。

児福法第２７条第１項は、都道府県は、児福法第２６条第１項第１号の規定による報告等のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない、とし、児福法第２７条第１項第３号に、児童を児童養護施設等に入所させること、の定めがある。

児福法第３３条第１項には、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児福法第２６条第１項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行うことができる旨を定めている。

（２）児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第２条は、「『児童虐待』とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。」とし、第１号において「児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること」及び第４号において「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する

暴力(配偶者(中略)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」と規定している。

児童虐待防止法第６条第１項は、虐待児童発見者の通告義務が、同条第２項には、前項の規定による通告は、児福法第２５条第１項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する旨を定めている。

児童虐待防止法第８条第２項は、児童相談所が同法第６条第１項の規定による通告等を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ児福法第３３条第１項の規定による一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせるものとする旨規定し、児童虐待防止法第８条第３項は、上記一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする旨規定する。

（３）児童相談所運営指針（平成２８年９月２９日付け、雇児発０９２９第１号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第５章第１節には、次の記載がある。

「１．一時保護の必要性

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

（１）緊急保護

ア　（略）

イ　虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ・エ（略）

（２）・（３）（略）

２．（略）

３．一時保護の強行性

（１）一時保護は、事前又は事後に子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましい。このため、（中略）子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、当該同意を得なくても一時保護を行うことができる。（以下略）」

（４）子ども虐待対応の手引き（平成２５年８月改正版、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）（以下「手引き」という。）第１章１.子ども虐待とは何か「（２）子ども虐待の定義」には、身体的虐待の具体的な例示として「打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによるやけどなどの外傷を生じるような行為」と挙げられており、心理的虐待の具体的な例示として「ことばによる脅かし、脅迫など」「子どもの心を傷つけることを繰り返し言う」「子どもの自尊心を傷つけるような言動など」「配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言」などと挙げられている。

また、手引きの第５章「６.一時保護の説明」には、「一時保護は、子ども

自身の意思に反しても、あるいは保護者の同意が得られない場合にも可能である。虐待対応における子どもの安全の判断と一時保護の判断は、基本的に児童相談所長の責任と権限において実施する。ただし、当事者にその理由を説明して、理解と協力を得る努力はその後の対応に影響する重要な場面であるので丁寧に行うこと。もとより、本人・保護者の同意は一時保護の要件ではないので、理解と協力が得られないからと言って権限執行の対応を変えることがあってはならない。(以下略)」

（５）児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について（平成９年６月２０日児発第４３４号)四の（一）には、次の記載がある。

四　児童の一時保護等(法第３３条関係)について

（中略）

（一）　一時保護等に当たってはできるだけ児童及び保護者等の同意を得て行うことが望ましいが、虐待等の場合には保護者等の同意が得られないことも多く、この場合には状況に応じ、引き続き保護者の理解を得る努力を行いつつ、並行して児童の一時保護等を採るなど、児童の福祉を最優先した対応を図ること。また、一時保護等を採るに当たっては、保護者等に対し、文書をもって通知し、併せて行政不服審査法第五七条の規定に基づき不服申立ての方法等について教示することを原則とするが、緊急を要する場合などやむを得ない場合には、口頭で当該通知及び教示を行い、一時保護等を採った後、速やかに文書にて当該通知及び教示を行うことも許されること。(後略)

（二）（略）

（三）（略）

２　本件処分について

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、処分庁は、平成○○年○月○○日、学校から本児の虐待通告を受理し、その内容が、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」「○○○○。○○○○○○○○○○○○○○○○○○

方向で審査請求人及び養育者との話が進んでいたこと等が、処分庁から援助経過記録等の資料として提出されている傍ら、審査請求人の主張内容を認めるに足りる証拠の提出はされなかった。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできず、過去の経緯及び学校の通告内容に鑑み、本児の安全確保が必要とした処分庁の判断には一定の合理性が認められ、違法又は不当まではなかったと考えざるを得ない。

以上より、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

第６ 付言

上記１（３）及び（４）によると、一時保護については、子どもの福祉を害すると認められる場合には、事前又は事後に子どもや保護者の同意を得なくても行うことができ、子ども自身の意思に反しても、あるいは保護者の同意が得られない場合にも可能とされている。このような一時保護の強行性を認めているのは、とりわけ子ども虐待事案において、手遅れになる前に子どもの生命の安全を確保することを第一の目的としているからであり、まず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなうと考えられるからである。

一方、上記１（４）ただし書き及び（５）にあるように、保護者の同意や理解が得られるよう処分庁には理由の説明努力等が定められているところであり、本件処分の書面通知を処分から一月以上後に送付する対応に至っては、到底審査請求人の信頼を得られるものとはいえない。処分庁は、緊急的な一時保護処分を行う場合にあっては、その後の丁寧な対応、関係先からの情報収集及び個別ケースへの援助等により、問題解決に努めるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会
委員（部会長）亀田　健二
委員　　福田　公教
委員　　松村　信夫